平成２３年（フ）第７８３号
千葉県野田市目吹1345番地の53
債務者　白石未映子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７８９号
千葉県野田市上花輪新町38番地の６　ルミ上花輪202
債務者　青木　　淳
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７９９号
千葉県野田市花井266番地の３
債務者　岡野　光代
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８００号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央４丁目３番13号　プリムローズｉ―101
債務者　正木　和行
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８０４号
千葉県松戸市新松戸北２丁目17番地の５　市営住宅604号
債務者　廣瀬　公彌
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８１６号
千葉県松戸市松戸新田332番地の27　廣石マンション302号
債務者　安藤　妙子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８２１号
千葉県我孫子市湖北台７丁目２番３―407号
債務者　安本　大八
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８３９号
千葉県野田市尾崎台12番地の４　アルカディア101
債務者　和田　香織
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５２号
千葉県流山市南流山４丁目13番地の１　グリーンヒルズ南流山207
債務者　佐内　博明
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５３号
千葉県流山市南流山４丁目13番地の１　グリーンヒルズ南流山207
債務者　佐内　千尋
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５４号
千葉県松戸市小金原１丁目９番地の６　パティオスクエア小金原Ａ―202号
債務者　吉川　　真
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５５号
千葉県松戸市金ケ作52番地の27　クレールコート201号
債務者　鳥井　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５６号
千葉県野田市七光台259番地の１　張替３号棟
債務者　岩本　正子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８６２号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1736番地の５　ドリームハウス山崎201
債務者　佐々木弘美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８６３号
千葉県野田市中根193番地の５
債務者　久保とみ子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８６９号
千葉県柏市西町10番41号　エステートピア大村101号
債務者　紺野　秀明
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８７２号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町183番地　グリーンハイツ平野107号
債務者　関崎　ブランカ　オシアスこと　セキザキ　ブランカ　オシアス
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部